

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（仮称）」素案

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	第2（3）	<p>RC材などのストックヤードも、対象にして頂きたい。</p> <p>資材置き場には、色々な製品（土砂、RC材、碎石、砂利等）が置かれているが、一般住民から見たらその性状は不法処理または投棄している廃棄物と変わらず、危険だと感じる場合が多く存在する。また、それぞれの保管位置は決まっておらず変動し、保管期間もまちまちなので、危険とを感じる時は一定ではなく絶えず変化する。</p> <p>置く位置や製品毎の置き方などを定めて危険とを感じる事例が生じないために、土砂と同様な全製品を対象にしていきたい。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>有識者検討会議において、有価物であっても、生活環境の保全上の支障が生ずるものについては規制すべきであるとする考え方が示されました。</p> <p>これを踏まえ、本県で問題が生じた物、又はその可能性が相当程度高い物として、建設資材の中でも一部のものに限定し、規制対象物を規定しました。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	第8（2）、 第12（2）	<p>保管場所の届け出には、保管期間を明らかとした書面を提出させる必要があると考える。</p> <p>保管期限を決めなければ、いつまでも現状のまま危険な状況が改善されない上に、現在よりもっと危険な状況になってしまう恐れがあるのではないかと。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>対象物の保管により生活環境の保全上の支障が生じないように、保管基準を定めて運用して参ります。</p> <p>また、保管方法が基準を満たしていない場合には、期限を定めてその保管方法を変更するよう命令できる改善命令や、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、その支障の除去や発生防止のために必要な措置を命令できる措置命令を発出し、不適正な保管や処理を防止するよう運用して参ります。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
3	その他	<p>保管者には、現況報告書の提出（6ヶ月毎、現況横断図、写真を添付）を義務付けて欲しい。</p> <p>確実な管理を行う手段として、定期的な報告は絶対必要だと思う。</p> <p>管理簿の数量と整合する横断図面、現況写真などの資料が無いのでは、嘘や言い訳で逃れる行為が発生しないとも限らないと考える。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>本条例では、保管者に対象物の搬入量や搬出量を記載した管理簿の備付けを義務づけるとともに、定期的な報告ではなく、県が必要な都度、報告の徴収や立入検査することができ規定を設けています。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	その他	<p>保管基準について、図などによりわかりやすく説明して欲しい。</p> <p>確実な保管を行うための保安基準について、言葉や数値だけでは分かりにくいので、図などを用いて説明をして頂きたい。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>届出の手引きなどで、保管基準を図で示すなど、わかりやすく説明していきたいと考えております。</p>
5	その他	<p>川砂・川砂利は、形状や硬さなど品質が良く貴重な資源ですが、生産時に残る細砂（洗浄土）は、用途が限られています。洗浄土の『処分』から『生産・利用』を考えることが、循環社会の安定化を図るための有効な手段であると思いますので、行政のお力添えをお願いします。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>